

第4次福岡市食育推進計画（概要）

参考1

令和5年度福岡市食育推進会議

R6.1.17

1 計画の基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

- 食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画
- 福岡市の食育推進に関する基本的な事項を定めるものであり、関連するほかの個別計画と連携を図りながら食育を推進

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度の5年間

2 第4次福岡市食育推進計画の目指す姿

(1) 基本理念

家庭、地域、学校、職場などとの連携のもと、子どもから高齢者までのすべての市民が食に関する適切な判断力を養い、心身の健康増進を図るとともに、福岡の豊かな農林水産物の活用を通し、食の大切さへの理解を深めることにより、豊かな人間性を育むこと、並びに、食育の推進を通して、持続可能な社会の実現に寄与することを目指します。

(2) 基本目標

- 〈Ⅰ〉食を通じた健康づくりをすすめましょう
- 〈Ⅱ〉ふくおかでとれる食材を日々の食事に活かしましょう
- 〈Ⅲ〉食を楽しみ、ふくおかの食文化を伝えましょう
- 〈Ⅳ〉環境に優しい食生活を送りましょう

(3) 取組みの視点

- ①ライフステージに応じた食育の推進
生涯にわたり健康な心と体を育み、質の高い生活を送るため、それぞれのライフステージで大切にしたい食育の取組みを推進
- ②一人ひとりの実践につながる訴求力ある情報発信と環境づくり
意識せずとも健康につながる食生活の普及に向け、多様な主体が連携して、訴求力ある啓発の実践や健康な食への接点の拡大
- ③新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進
「新しい生活様式」「新しい日常」や社会のデジタル化の進展を踏まえ、デジタルツールやインターネットも積極的に活用した効果的な情報発信の取組みを推進

3 計画推進のための具体的な取組み

(1) 家庭の役割

- 家庭での共食は食育の原点であり、食に関する情報や知識、伝統や文化などを次世代に伝えつなげる重要な場。
- 保護者は自ら「食」について意識を高め、健全な食生活を実践するとともに、子ども の発達段階に応じて、食に関する基本所作の実践や基礎の理解、健全な食習慣を身に付けさせる役割が期待される。

(2) 地域・関係団体の役割

- 日常的な活動を通じた食育推進の取組みや、様々な機会を活用した家庭や個人への積極的な働きかけ等が期待される。
- 食品や情報へのアクセスなど、健康な生活習慣を実践しやすい食環境づくり、情報提供の充実、体験活動やイベント等の実施など、家庭での食育推進を支援するとともに、他の団体との連携強化や、組織内で食育推進の担い手を育成していくなど、体制の強化も必要。

(3) 行政の役割

- 家庭や個人の食育推進及び関係者の自発的な食育推進活動が相互に緊密な連携体制を図りながら展開されるように支援するなど、地域ネットワークの中心としての役割を果たす。